

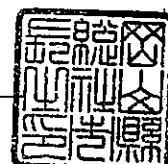
写

総社市告示第120号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の5の2及び総社市税条例（平成17年条例第53号）第18条の2第1項の規定に基づき、平成30年7月19日付け総社市告示第91号において別途告示で定めることとしている期日のうち、下記の地域に住所を有し、又は所在する納税者、特別徴収義務者等に係るものについて、総社市税条例第23条（第1項第1号及び第2号を除く。）の規定により課する法人の市民税及び同条例第92条の規定により課する市たばこ税については、その納期限等が平成30年7月6日から平成30年11月26日までの間に到来するものについて、平成30年11月27日とする。

平成30年11月2日

総社市長 片岡聰



記

市名	指定地域
総社市	上原、富原、八代、下原、美袋、日羽、原、影、中尾、下倉、種井、延原、宇山、槁、清音黒田、清音古地、清音上中島、清音柿木、清音軽部、清音三因